

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 5 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

夫が昭和52年6月頃にA町役場B支所（現在は、C市）で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、同支所かA町農協D支店で納めたはずである。私だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に係る国民年金保険料を全て納付しており、申立人の夫も申立期間を含む国民年金加入期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月に夫婦連番で払い出され、同年同月の保険料から納付を行っているが、夫婦共に、国民年金に加入して以降、数度にわたる厚生年金保険との切替手続き及び国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き等を適切に行っていることから、夫婦の納付意識は高かったものと思われる上、申立期間前後の保険料についても納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、その夫が夫婦二人分の保険料をA町役場B支所かA町農協D支店で納付したと述べているところ、申立期間当時、A町農協D支店はA町役場B支所に併設されており、国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できたことから、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第三種被保険者であったことが認められるとともに、第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第一種から第三種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の第三種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から39年3月25日まで  
昭和31年10月から39年3月まで働いたA社の厚生年金保険の記録は、種別が第一種になっているが、後山として坑内作業に従事していたので、第三種として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社で一緒に勤務していたと申立人が記憶する同僚の、「申立人は坑内作業に従事していた。」旨の供述から、申立人は、同社において坑内員として勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和31年に資格を取得した男性（役員を除く）14人（第一種2人、第三種12人）及び申立人について、資格取得時の標準報酬月額を比較すると、申立人の資格取得時の標準報酬等級は、第一種被保険者の標準報酬等級より6等級高く、当該第三種被保険者の資格取得時における標準報酬月額の最高額と同額であることが確認できる上、申立期間を通して第三種被保険者の標準報酬月額と同等に推移していることが確認できる。

さらに、申立人が、A社で一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の同僚のうち、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる3人は、第三種被保険者としての加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において第三種被保険者であったと認められるとともに、第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係者の所在も不明であるため確認できないが、事業主による厚生年金保険の第三種被保険者資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第三種被保険者の資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年10月から39年2月までの第三種被保険者としての保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る第三種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

平成 19 年 7 月分の賞与が厚生年金保険被保険者記録に反映されていないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「H19 夏賞与明細書」により、申立人は、申立期間において60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年8月及び同年9月は30万円、同年10月から13年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは36万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までは36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は38万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月から16年1月までは34万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額の記録については、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月1日から16年10月29日まで  
② 平成15年4月4日

A社に勤務した期間のうち、平成12年8月1日から16年10月29日までの期間の標準報酬月額及び15年4月4日の標準賞与額の記録が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と相違しているため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成12年8月から16年6月までの標準報酬月額について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険

の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成12年8月及び同年9月は30万円、同年10月から13年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは36万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までは36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は38万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月から16年1月までは34万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月から同年6月までは34万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成16年7月から同年9月までの標準報酬月額については、給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（24,444円）に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）よりも高額であるものの、給料支払明細書に記載された報酬月額（平成16年7月は303,039円、同年8月は294,650円、同年9月は307,975円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低額の標準報酬月額を届け出たことを認めている上、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、申立人から提出されたA社の賞与支払明細書の賞与額から、4万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の賞与より低額で標準賞与額を届け出たことを認めており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めている

ことから、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月

仕事を何度も変わり、その時々々に妻が厚生年金保険、国民年金の手続きを行い、保険料を納付してきた。国民年金を約30年も支払っていて、1か月だけ納付しないということは無いので、A町役場（現在は、B市）から案内があれば、手続きをしていたと思う。年金受給前に、同町役場で、記録が途切れていないか確認した時、大丈夫だと言われた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間当時において、任意加入から強制加入への切替手続きは行われておらず、当該期間において、その妻が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったものとは推認し難い。

さらに、申立期間は、未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から58年3月まで  
時期ははっきりしないが、父親がA市役所で加入手続をしてくれたと思う。昭和50年4月の結婚後は、市役所から送られてきた納付書で、自分が、夫婦二人分の保険料をB銀行C支店で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金の加入手続をしたとするその父親は既に亡くなっていることから当時の状況を聴取することはできないほか、保険料の納付を行ったとする申立人に聴取しても、保険料の納付状況等詳細が不明である。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いと述べており、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年12月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、その時期を基準とすると申立期間の大部分は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 2157 (事案 207 及び 903 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 20 日から 59 年 11 月 10 日まで

この度、昭和 54 年 11 月 10 日付けの A 社の代表取締役 2 名による連名の確認書が出てきた。この文面から厚生年金保険料を控除されていたことは明らかなので、再審査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は A 社の取締役として在任していたことは商業登記簿謄本により確認できるものの、社会保険事務所 (当時) の記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、申立人は国民年金に加入していること、申立人は同社では健康保険証の交付を受けていたと申し立てているが、申立人は他事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 46 年 8 月 16 日に B 市において国民健康保険に加入し現在に至っていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は C 県 D 市にも A 社があったとしているが、E 県内と C 県内に所在する事業所において同時期に勤務することは困難であると考えられ、C 県内に所在する「A 社」において勤務の実態を推認することができないこと、申立人は E 県内に所在する A 社が破産した後は、同僚役員が個人経営する「F 社」又は「G 社」で勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、両社はいずれも厚生年金保険の適用事業所として確認することができないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立期間において、A 社により厚生年金保険料を控除されていたとする昭和 54 年 11 月 10 日付けの A 社の確認書を提出し、同社では入社時から浄化槽管理の事業を行っていたと供述しているが、同書に記載されている「浄化槽管理士としての資格を活用」とする事業内容と同社の商業登記簿

謄本の目的にある事業内容に関わりは見られない上、給与の支給を保証する期間の記載も無く、同書をもって申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社は昭和56年2月\*日付けで裁判所から破産宣告を受けており、この日以降、同社が事業活動を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記の事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月11日から26年10月1日まで

申立期間におけるA社での被保険者期間が確認できないが、間違いなく同社で勤務していた。自分は長男で父親の死後、同社の代表取締役社長に就任しており、途中で退職したとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び従業員の供述から、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された確定申告書控からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同じく役員として勤務していた叔父は、申立人と同様に、昭和24年2月11日に被保険者資格を喪失し、26年10月1日に再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から29年12月31日まで  
(A社)  
② 昭和31年10月20日から32年4月14日まで  
(B社又はC社)

申立期間①について、A社に入社した際、同社D班の主任に履歴書を提出して、採用された。その後、2年半ほど同社で勤務し給料を受け取っていた。調査の上、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。申立期間②について、E社の現場での勤務終了後、F市のG基礎工事で勤務したが、厚生年金保険に継続して加入していたと思うので、調査の上、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶及び申立人から提出された写真から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社の施工したH建設工事で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿で申立人の名前が確認できないため、当社での厚生年金保険加入ではなかったと思われる。」「厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保存されておらず、申立人の申立期間における保険料控除の確認はできない。」と回答している。

また、A社は、当時、H建設工事の管轄は同社I支店であったとしているところ、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立人は、当時、一緒に勤務したとする同僚の氏名を二人挙げているが、上記の被保険者名簿には、当該同僚の氏名の記載を確認することができない。

申立期間②について、申立人の供述及び申立人から提出された写真から、期間の特定はできないものの、申立人は、B社が施工したJ建設工事で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の在籍を確認できる資料が無いので、雇用形態等は不明である。」と回答しているほか、同社本社、同社K支店及び同社L支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無い。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げ、写真と一緒に写っている同郷の同僚もB社本社、同社K支店及び同社L支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社の下請会社のC社に雇われ、同社から給料が支給されていたと供述しているものの、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

加えて、上記の被保険者名簿によると、一緒にJ建設工事で勤務したとする同郷の同僚もC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、当該同僚は、「J建設工事は、短期間工事であったことから厚生年金保険には加入していなくても不自然でない。」と供述している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。